



事務所通信

2022 January

vol.
6

令和4年1月
第6号

発行：加納税務会計事務所

事務所HP



謹賀新年

皆さま、明けましておめでとうございます
本年も何卒宜しくお願い致します



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

日本はこの先どこへ行く？

昨年はその前年に引き続き新型コロナに振り回された1年でしたね。今でもオミクロン株という変異種が出現するなどまだまだ予断は許せませんが、それでも8月をピークに感染者数は激減し、それに伴って緊急事態宣言等も解除され、徐々にではありますがコロナ前の平穏な日常に戻りつつあります。

しかしその一方でコロナ禍によって人々の価値観が変化したことも多く、また日本が抱える問題点も数多く炙り出されました。デジタル化の遅れ、ワクチン開発体制及び緊急時の医療体制の脆弱さ、場当たりの給付金等の制定など挙げればキリが無いですが、私は日本の生産効率の悪さが一番気になっております。日本は1990年代にバブル崩壊の憂き目にあい、経済成長が止まっているような感じがしますが、実はそれ以降も少しずつではありますがGDP（国内総生産）の額は伸びております。通常GDPが上がればそれに比例して個人所得も上がるものですが、日本は先進国の中で唯一個人所得がほぼ横ばいで推移しています。これこそが生産効率の悪さを端的に表している証左ではないでしょうか？コロナ禍でダメージを受けた経済を早急に回復させるには、生産効率の向上が必須です。

国もそれは良く分かっているのか、岸田首相も「成長と分配」を軸に国を動かそうとしています。では具体的にどう動かしていくのかと言えば、日本は先進国の中で1つ1つの事業体の規模が小さいことが挙げられており、それが生産効率の悪さを招いていると考えられております。であるならくっつけられるところはどんどんくっつけて生産効率を上げていこうとしています。つまり組織再編（M&A）とは無縁だった小規模事業者にもその波が一気に来るのではないかと考えております。そうなる小規模事業者はとにかく売上げを上げて生産効率を良くして業績を上げていかなければ、その波に飲み込まれてしまいます。ただ逆にしっかり業績を上げているところであれば、上手くM&Aを活用して飛躍的に業績を上げることも可能であると言えるでしょう。

当事務所としても当然この流れを踏まえ、本年以降お客様にご支援していこうと考えております。まずは業績を上げるために財務で何をすべきかをお伝えするのは今まで通りしっかり行っていくますし、もしお客様においてM&Aが発生するような状況になった場合でも、当事務所で適切にワンストップ対応できるよう、そのノウハウの蓄積に努めていきたいと思っております。



12月対応の必要事項をリマインド

1 5月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、1月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、来年1/31(月)までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

2 年末調整で確定した源泉所得税は来年1/20(木)までに納税をしなければなりません。

→源泉所得税納付書を1/10過ぎにお送り致しますので、1/20(木)までに納付の対応をお願い致します。なお納付税額が無い場合は個別にご連絡致します。

3 事業者は法定調書合計表を1月末までに税務署に提出しなければなりません。

→作成のために、令和3年中の「事務所等の家賃等の支払額」「外注等への支払額及び源泉徴収税額」の情報が必要となります。これらの情報と「賃貸人の氏名、住所」「外注業者(個人のみで結構です)の氏名、住所」を1/20(木)までに当事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。

4 事業者のうち取得価額が10万円以上の固定資産を合計150万円以上所有されている場合、1月末までに償却資産税申告書を事務所が所在する役所・役場(東京23区の場合は管轄の都税事務所)に提出をしなければなりません。

→決算終了後から昨年未までに固定資産を取得した場合は、「取得日」「取得価額」「請求明細書・領収書等」を1/20(木)までに当事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

10月よりインボイス制度「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が可能となります

上記申請書は納税地の所轄税務署長に提出致します。当事務所にご依頼頂ければe-Taxにて即時に提出致しますので、消費税の課税事業者ご希望の方はご連絡下さい。



事務所の最新ニュースをお伝えします

料金改定のお知らせ

当事務所の業務報酬価格を一部改定させて頂きました。基本的な価格の変更はございませんが、昨年末に発表された税制改正大綱で記帳義務の不履行の場合の罰則強化が挙げられたことに鑑み、記帳資料等の提供遅延があった場合の追加料金について明記致しました。皆さまお忙しいところ恐れ入りますが、翌月末までの資料提供にご協力ください。

【お詫び】

先月号の英語月表記に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

『誤』2021 November →『正』2021 December

